

議案第三十三号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年六月六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「、年齢六十五歳以上の者」を削る。

第二十四条第一項中「第三項」を「第四項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則第四条第一項中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第九条第一項中「本項」を「この項」に改め、同項第二号中「（附則第十二条第一項の規定の適用がある場合には、同項第二号に規定する合計額。以下本号において同じ。）」を削る。

附則第十三条第一項中「本項から第三項まで及び次条第一項」を「この項及び次項並びに附則第十三条の三」に、「第五項第一号」を「第四項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同

条第三項とし、同条第五項第二号中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第十三条の四を削る。

附則第十三条の三中「法附則第三十五条の二の三」を「法附則第三十五条の二の四」に改め、同条を附則第十三条の四とする。

附則第十三条の二第一項中「前条第一項」を「附則第十三条第一項」に、「令附則第十八条の二第二項から第四項まで」を「令附則第十八条の三第一項から第三項まで」に、「本条」を「この条」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同条第二項を削り、同条を附則第十三条の三とする。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十三条の二 区民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の二第一項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の本条例の規定を適用する。

2 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に

規定する特定管理口座（その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第十八条の二第二項で定めるものを含む。以下この項、次条及び附則第十三条の四において同じ。）をした場合には、令附則第十八条の二第三項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第一項の規定は、令附則第十八条の二第四項で定めるところにより、第一項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第十三条の五第二項中「第四項」を「第三項」に、「附則第十三条の二の」を「附則第十三条の三の」に、「附則第十三条の二第二項中「第九項」を「第八項」に改め、同条第四項中「第四項」を「第三項」に、「附則第十三条の二の」を「附則第十三条の三の」に改め、同条第七項中「平成十七年三月三十一日」を「平

成十九年三月三十一日」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第七項」を「前項」に改め、同項を同条第八項とする。

#### 附 則

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第一項第二号並びに第二十四条第一項及び第三項の改正規定、附則第十三条の改正規定、附則第十三条の次に一条を加える改正規定、附則第十三条の二から附則第十三条の五までの改正規定、附則第十四条の改正規定（「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに次条第二項から第九項までの規定は、平成十八年一月一日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成十七年度以後の年度分の区民税について適用し、平成十六年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十一条第一項第二号の規定は、平成十八年度以後の年度分の区民税について適用し、平成十七年度分までの区民税については、第八項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 平成十八年度分の区民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者（地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）の施行地に住所を有し

ない者を除く。）に係る新条例第十四条の規定の適用については、同条中「三千元」とあるのは、「千円」とする。

4 区は、平成十八年度分の区民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつたものの所得割（新条例第十一条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第二十一条の二第一項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の二に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第二十条の二第一項の規定の適用については、同項中「第十九条から前条まで」とあるのは、「杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成十七年杉並区条例第 号）附則第二十条第四項」とする。

5 平成十九年度分の区民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第十四条の規定の適用については、同条中「三千元」とあるのは、「二千元」とする。

6 区は、平成十九年度分の区民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつたものの所得割（新条例第十一条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部

分（新条例第二十一条の二第一項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「第十九条から前条まで」とあるのは、「杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成十七年杉並区条例第 号）附則第二十六条」とする。

7 新条例附則第十三条の二の規定は、平成十七年四月一日以後に同条第一項に規定する事実が発生する場合について適用する。

8 新条例附則第十四条（所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）第五条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式については、なお従前の例による。

9 新条例附則第十四条（新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第四号に定める特定株式に係る部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が平成十七年四月一日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

（提案理由）

年齢六十五歳以上の者に係る非課税措置を廃止する等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料 1

新 条 例	旧 条 例
<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第十一条 次の各号のいずれかに該当する者          (法の施行地に住所を有しない者を除く。) に対しては区民税(第二号に該当する者にあつては、第三十七条の二の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者、未成年者          、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(区民税の申告)</p> <p>第二十四条 第十条第一号の者は、三月十五</p>	<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第十一条 次の各号のいずれかに該当する者          (法の施行地に住所を有しない者を除く。) に対しては区民税(第二号に該当する者にあつては、第三十七条の二の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者、未成年者、年齢六十五歳以上の者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(区民税の申告)</p> <p>第二十四条 第十条第一号の者は、三月十五</p>

日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならぬ。ただし、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の七に規定するものを除く。））、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第三百十四条の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第九項に規定する純

日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならぬ。ただし、法第三百十七条の六第一項又は第三項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の七に規定するものを除く。））、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第三百十四条の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第九項に規定する純

損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第十一条第二項に規定する者（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第二条の二第一項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 略

3 区長は、法第三百十七条の六第一項の給与支払報告書又は同条第四項の公的年金等支払報告書が一月三十一日までに提出されなかつた場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第一項又は前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。

4 〽 7 略

損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第十一条第二項に規定する者（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第二条の二第一項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 略

3 区長は、法第三百十七条の六第一項の給与支払報告書又は同条第三項の公的年金等支払報告書が一月三十一日までに提出されなかつた場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第一項又は前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。

4 〽 7 略

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）

第四条 昭和五十七年度から平成二十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である場合において、第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）

第四条 昭和五十七年度から平成十八年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である場合において、第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む

む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額（第十六条第一項に規定する総所得金額に係る区民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る区民税の所得割の額を控除した額とする。）を免除する。

2 及び 3 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例）

第九条 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地に係る事業所得等の金額（法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額

む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額（第十六条第一項に規定する総所得金額に係る区民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る区民税の所得割の額を控除した額とする。）を免除する。

2 及び 3 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例）

第九条 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地に係る事業所得等の金額（法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下本項において同じ。）に対し、次に掲げる金額

のうちいずれか多い金額に相当する区民税の所得割を課する。

一 略

二 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額と

との合計額を当該

課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の百分の百十に相当する金額

2  
4 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第十六条及び第十九条の

のうちいずれか多い金額に相当する区民税の所得割を課する。

一 略

二 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額(附則第十

二条第一項の規定の適用がある場合に

は、同項第二号に規定する合計額。以下

本号において同じ。)との合計額を当該

課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の百分の百十に相当する金額

2  
4 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第十六条及び第十九条の

規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条第一項に定めるところにより計算した金額（以下この項及び次項並びに附則第十三条の三において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に對し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第四項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三・四に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条第一項に定めるところにより計算した金額（以下本項から第三項まで及び次条第一項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に對し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第五項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三・四に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 | 前項の場合において、当該株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡が租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する株式の譲渡であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

2| 法第二十三条第一項第十六号に規定する  
特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び  
次項において「特定株式等譲渡所得金額」と  
いう。）に係る所得を有する者に係る株  
式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定  
株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除  
外して算定する。

3| 略

4| 第一項の規定の適用がある場合には、次  
に定めるところによる。

一 略

二 第二十一条、第二十一条の二第一項及  
び附則第三条の三第一項の規定の適用に  
ついては、これらの規定中「場合の所得  
割の額」とあるのは、「場合の所得割の  
額及び附則第十三条第一項の規定による  
区民税の所得割の額」と、第二十一条の  
二第一項中「同条第六項」とあるのは  
「附則第十三条第三項」とする。

三  
五 略

3| 法第二十三条第一項第十六号に規定する  
特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び  
次項において「特定株式等譲渡所得金額」と  
いう。）に係る所得を有する者に係る株  
式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定  
株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除  
外して算定する。

4| 略

5| 第一項の規定の適用がある場合には、次  
に定めるところによる。

一 略

二 第二十一条、第二十一条の二第一項及  
び附則第三条の三第一項の規定の適用に  
ついては、これらの規定中「場合の所得  
割の額」とあるのは、「場合の所得割の  
額及び附則第十三条第一項の規定による  
区民税の所得割の額」と、第二十一条の  
二第一項中「同条第六項」とあるのは  
「附則第十三条第四項」とする。

三  
五 略

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十三条の二 区民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の二第一項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の本条例の規定を適用する。

2 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理口座（その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれ

れの特管理口座)に保管の委託がされて  
いる特管理株式の譲渡(これに類するも  
のとして令附則第十八条の二第二項で定め  
るものを含む。以下この項、次条及び附則  
十三条の四において同じ。)をした場合に  
は、令附則第十八条の二第三項で定めると  
ころにより、当該特管理株式の譲渡によ  
る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑  
所得の金額と当該特管理株式の譲渡以外  
の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲  
渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分し  
て、これらの金額を計算するものとする。

3 |

第一項の規定は、令附則第十八条の二第  
四項で定めるところにより、第一項に規定  
する事実が発生した年の末日の属する年度  
の翌年度分の第二十四条第一項又は第四項  
の規定による申告書(その提出期限後にお  
いて区民税の納税通知書が送達される時ま  
でに提出されたもの及びその時まで提出  
された第二十五条第一項の確定申告書を含

む。 ) に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記録がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。 ) に限り、適用する。

( 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例 )

第十三条の三 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第十三条第一項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の三第一項から第三項までに定めるところにより計算した金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。 ) に対して課する区民税の所得割の額は、附則第十

( 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例 )

第十三条の二 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、前条第一項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の二第二項から第四項までに定めるところにより計算した金額(以下本条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。 ) に対して課する区民税の所得割の額は、前条第一

三条第一項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第四項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する額とする。

（特定口座を有する場合の区民税の所得計算の特例）

第十三条の四 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座を有する場合における法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第三十五条の二の四第一項及び第二項に定めるところにより行うものとする。

項 の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第五項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する額とする。

2 前項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

（特定口座を有する場合の区民税の所得計算の特例）

第十三条の三 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座を有する場合における法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第三十五条の二の三第一項及び第二項に定めるところにより行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)  
第十三条の五 略

2 前項の規定の適用がある場合における附則第十三条第一項から第三項まで及び附則第十三条の三の規定の適用については、附則第十三条第一項及び附則第十三条の三

中「計算した金額」とあるのは、  
「計算した金額(附則第十三条の五第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

3 及び 4 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十四条 略

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項若しくは第四項の規定に

第十三条の四 削除

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)  
第十三条の五 略

2 前項の規定の適用がある場合における附則第十三条第一項から第四項まで及び附則第十三条の二の規定の適用については、附則第十三条第一項及び附則第十三条の二第

一項中「計算した金額」とあるのは、  
「計算した金額(附則第十三条の五第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

3 及び 4 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十四条 略

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項若しくは第四項の規定に

よる申告書又は第五項において準用する同条第五項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の確定申告書又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七条の十二の二第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。第八項において同じ。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 略

4 前項の規定の適用がある場合における附則第十三条第一項から第三項まで及び附則第十三条の三の規定の適用については、附則第十三条第一項及び附則第十三条の三

よる申告書又は第五項において準用する同条第五項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の確定申告書又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七条の十二の二第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。第九項において同じ。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 略

4 前項の規定の適用がある場合における附則第十三条第一項から第四項まで及び附則第十三条の二の規定の適用については、附則第十三条第一項及び附則第十三条の二第

中「計算した金額」とあるのは、  
「計算した金額（附則第十四条第三項の規  
定の適用がある場合には、その適用後の金  
額。」とする。

5  
及び6 略

7 特定株式を平成十二年四月一日から平成  
十九年三月三十一日までの間に払込みによ  
り取得をした所得割の納税義務者が、当該  
払込みにより取得をした特定株式の譲渡  
（法附則第三十五条の三第八項各号に掲げ  
る場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡  
に該当するものであつて、その譲渡の日に  
おいて当該特定株式をその取得をした日の  
翌日から引き続き所有していた期間として  
令附則第十八条の六第十三項に定める期間  
が三年を超える場合に限る。）をした場合  
における附則第十三条第一項の規定の適用  
については、当該譲渡による同項に規定す  
る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該  
特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲

一項中「計算した金額」とあるのは、  
「計算した金額（附則第十四条第三項の規  
定の適用がある場合には、その適用後の金  
額。」とする。

5  
及び6 略

7 特定株式を平成十二年四月一日から平成  
十七年三月三十一日までの間に払込みによ  
り取得をした所得割の納税義務者が、当該  
払込みにより取得をした特定株式の譲渡  
（法附則第三十五条の三第八項各号に掲げ  
る場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡  
に該当するものであつて、その譲渡の日に  
おいて当該特定株式をその取得をした日の  
翌日から引き続き所有していた期間として  
令附則第十八条の六第十三項に定める期間  
が三年を超える場合に限る。）をした場合  
における附則第十三条第一項の規定の適用  
については、当該譲渡による同項に規定す  
る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該  
特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲

渡所得等の金額として令附則第十八条の六第十四項に定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

8 | 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

渡所得等の金額として令附則第十八条の六第十四項に定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

8 | 前項の規定の適用がある場合における附則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額（附則第十四条第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

9 | 第七項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書に第七項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	関係条項	適用関係																												
特別区民税	<p>1 年齢 65 歳以上の者に係る非課税措置の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年齢 65 歳以上の者（前年の合計所得金額が 125 万円を超える場合を除く。）に係る非課税措置を段階的に廃止する。</li> </ul> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">区民税</td> <td>均等割</td> <td>1000円</td> <td>2000円</td> <td>全額 (3000円)</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>3分の1に減額</td> <td>3分の2に減額</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都民税</td> <td>均等割</td> <td>300円</td> <td>600円</td> <td>全額 (1000円)</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>3分の1に減額</td> <td>3分の2に減額</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計 (均等割のみ)</td> <td>1300円</td> <td>2600円</td> <td>4000円</td> </tr> </tbody> </table>			18年度	19年度	20年度	区民税	均等割	1000円	2000円	全額 (3000円)	所得割	3分の1に減額	3分の2に減額	全額	都民税	均等割	300円	600円	全額 (1000円)	所得割	3分の1に減額	3分の2に減額	全額	計 (均等割のみ)		1300円	2600円	4000円	区税条例第 11 条 地方税法第 295 条	平成 18 年度分から適用。ただし、前年の合計所得金額が 125 万円以下であり、かつ、平成 17 年 1 月 1 日現在において年齢 65 歳以上であった者（区内に住所を有しない者を除く。）に係る平成 18 年度分の均等割を 1000 円とし、かつ、所得割から当該額の 3 分の 2 に相当する額を控除し、平成 19 年度分の均等割を 2000 円とし、かつ、所得割から当該額の 3 分の 1 に相当する額を控除する。
			18年度	19年度	20年度																										
	区民税	均等割	1000円	2000円	全額 (3000円)																										
所得割		3分の1に減額	3分の2に減額	全額																											
都民税	均等割	300円	600円	全額 (1000円)																											
	所得割	3分の1に減額	3分の2に減額	全額																											
計 (均等割のみ)		1300円	2600円	4000円																											
税	<p>2 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間を 3 年間延長し、平成 21 年度までとする。</li> </ul>	区税条例附則第 4 条 地方税法附則第 6 条	—————																												
	<p>3 公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証券取引所に上場されている株式（上場等の日において所有期間が 3 年を超える株式に限る。）について、上場等の日以後 1 年以内に証券業者への売委託等により譲渡をした場合の譲渡所得等の金額を 2 分の 1 とする特例を廃止する。</li> </ul>	区税条例附則第 13 条 地方税法附則第 35 条の 2	平成 18 年度分から適用																												

税目	改正内容	関係条項	適用関係
特別区	<p>4 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とする一定の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができるものとする。</li> </ul>	<p>区税条例 附則第13条の2 地方税法 附則第35条の2の2</p>	<p>平成18年度分（平成17年4月1日以後に特定管理株式につき株式としての価値を失った場合）から適用</p>
民税	<p>5 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等を2分の1とする特例について、特例の対象となる特定株式の取得期間を2年間延長し、平成19年3月31日までとする。</li> </ul>	<p>区税条例 附則第14条 地方税法 附則第35条の3</p>	<p>—————</p>